

士幌町町有林 J-クレジット創出事業仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、士幌町（以下「本町」という。）が委託する「士幌町町有林 J-クレジット創出事業」に適用する。

2. 事業目的

本町が管理する町有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出・認証・販売を本町と共同で取り組む者（以下「共同創出者」という。）と双方の協力のもと J-クレジット創出に取り組み、認証されたクレジットを販売することでゼロカーボンの達成に資することを目的とする。

3. 業務期間

協定締結後から令和 16 年(2034 年)3月 31 日まで

4. 対象地域及び面積

本町が管理する町有林約 1,863ha

※対象森林は現時点のものであり、業務過程において変動が生じる場合がある。

5. 制度文書

事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、次の J-クレジット制度事務局が定める最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- (1) 実施要綱
- (2) 実施規定（プロジェクト実施者向け）
- (3) 実施規定（審査機関向け）
- (4) モニタリング・算定規定（森林管理プロジェクト用）
- (5) 方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）
- (6) 約款（プロジェクト実施者向け）

6. 業務概要及び役割分担

業務概要及び役割分担は次の整理表のとおりとする。

なお、整理表に掲げる作業に要する費用は、各々が負担する。

また、詳細な事項については、プロポーザルにより提案された提案書及び協定締結時の協議を踏まえ決定する。

(整理表)

作業項目	業務内容	本町	共同創出者
プロジェクト登録	森林資源データ、森林経営計画の資料提供	○	
	プロジェクト計画書作成		○
	審査機関への審査依頼、対応	△ (現地検査)	○
	プロジェクト登録申請		○
クレジット認証及び発行	モニタリング	○ (現地調査)	○
	モニタリング報告書作成	△	○
	審査機関への検証依頼、対応	△ (現地検査)	○
	クレジット認証及び発行申請		○
クレジットの活用	クレジット販売促進	△	○

※○印は主に取り組むものとし、△印は○印の補助を行うこととする。

7. 秘密の保持等

- (1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、共同創出者が第三者に解析、収集等を依頼する場合は、本町に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- (2) 共同創出者は、機密情報提供、返却等の授受については、本町と協議のうえ行うものとする。

8. 提供資料と取扱い

- (1) 提供資料
 - ① 森林経営計画
 - ② 森林調査簿
 - ③ 森林計画図
 - ④ その他本町が必要と認め指定するもの
- (2) 共同創出者は、提供資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し本業務が完了したとき、協定が解除されたとき、又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに返却を行うものとする。

9. 守秘義務

- (1) 共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示又は漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- (2) 業務で使用する各種資料及びデータに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を利用するため、紛失又は漏洩のないよう格別な注意を払うものとする。

10. 紛争の回避

共同創出者は業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

11. 諸事故の処理

- (1) 共同創出者は、情報の漏洩を含む諸事故等については、速やかに本町に連絡するものとする。
- (2) 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、本業務に係る協定期間の満了後又は協定解除後も同様とする。

12. その他

本仕様書に記載のない詳細な事項、内容等については、本町と共同創出者の協議のうえ決定し、本町の指示を受けるものとする。